第9期上尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の素案について



- I 第1章 計画の策定にあたって
- II 第2章 上尾市の高齢者を取り巻く現状と課題
- 第3章 基本理念、基本目標および施策の体系
- IV 第4章 施策の展開
- V 第5章 基盤整備の方針
- VI 第6章 介護保険料の考え方
- VII 第7章 計画の推進体制 ほか
- VIII 今後の予定

I

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

- ○全国的に人口減少と高齢化が進むなか、令和7(2025)年には、いわゆる団塊の世代が75歳以上となり、 令和22(2040)年には団塊ジュニア世代が65歳以上を迎える
 - →要介護認定率の上昇や介護サービスへの需要が高まることが予測されるとともに、少子化の 進行によって生産年齢人口の減少、担い手不足が見込まれる。
- ○本市においては、令和3 (2021) 年3月に策定した「第8期上尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、地域包括ケアシステムの実現に向けた施策および事業を積極的に展開
 - →今後、さらなる地域包括ケアシステムの推進・深化に向けて、これまでの取組の成果や課題の分析等が必要。

これらを踏まえ、令和6(2024)年度を初年度とする「第9期上尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定します。

2. 国の基本指針で掲げられた第9期計画で充実を図る主な項目

(1)介護サービス基盤の計画的な整備

- ○中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性
- ○医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化
- ○居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居 宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及 など

(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- ○総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性
- ○認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組
- ○高齢者虐待防止の一層の推進
- ○地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性
- ○地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映など

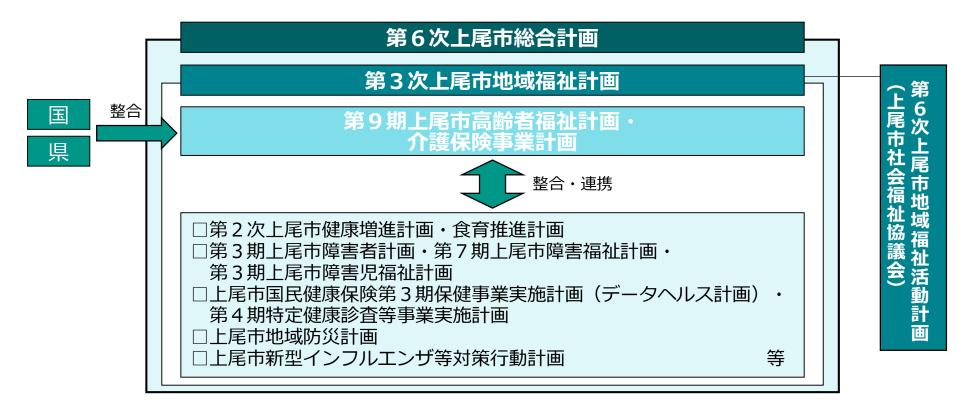
2. 基本指針で掲げられた第9期計画で充実を図る主な項目

(3)地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ○ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
- ○ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進
- ○外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備
- ○介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性

3. 計画の位置付け

- ・本計画は、上尾市総合計画の下に位置付けられた高齢者福祉に係る計画です。
- ・第3次上尾市地域福祉計画・第6次上尾市地域福祉活動計画(高齢者、障害のある人、子ども、生活 困窮者等の対象者ごとの福祉施策や、その他の生活関連分野の施策と連携をとりながら、市民の地域 生活を支援することで、だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくりを目指す計画)の 理念をベースとして、上尾市障害者支援計画とも連携を図り、高齢者の地域生活を支援します。



Π

第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

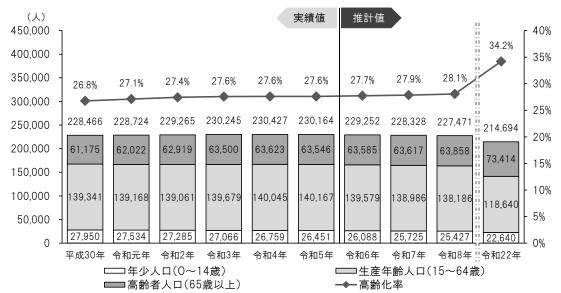
1. 人口・認定者数等の推移

(1)人口の推移

本市の総人口は、令和4年をピークに減少傾向に転じており、令和5年は23万164人となっています。今後も緩やかに減少することが見込まれます。

一方でこれまで増加傾向で推移してきた高齢者人口は、令和5年に6万3,546人と令和4年より減少していますが、今後はまた増加に転じることが見込まれます。

■年齢3区分別人口の推移と推計(各年10月1日時点)



■第8期計画値と実績値の比較

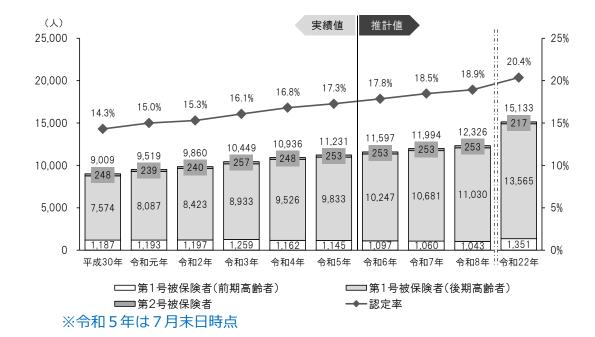
		計画値 (A)	実績値 (B)	差 (B-A)
令和3年	総人口	228,333	230,245	1,912
サイルの十	高齢者人口	63,219	63,500	281
令和4年	総人口	227,926	230,427	2,501
<u> ጉጥተተ</u>	高齢者人口	63,497	63,623	126
令和5年	総人口	227,397	230,164	2,767
(推計値)	高齢者人口	63,659	63,546	-113

1. 人口・認定者数等の推移

(2) 要支援・要介護認定者の推移

要支援・要介護認定者数(被保険者別)と認定率(第1号被保険者)の推移をみると、 認定率は増加傾向にあり、令和5年で17.3%となっています。今後も、認定率は年々増 加していく見込みです。

■認定者数と認定率の推移と推計(各年9月末日時点)



■第8期計画値と実績値の比較

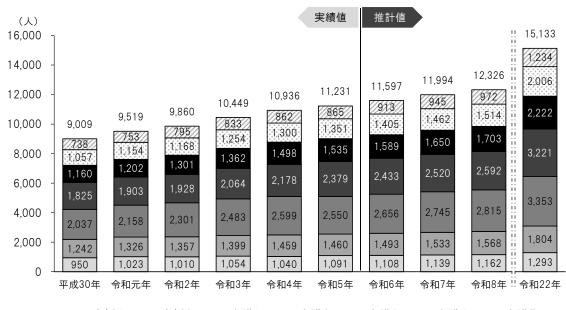
		計画値 (A)	実績値 (B)	差 (B-A)
令和3年	認定者数	10,443	10,449	6
中かり十	認定率	16.2%	16.1%	-0.1
令和4年	認定者数	10,994	10,936	-58
77 个14 44	認定率	16.9%	16.8%	-0.1
令和5年	認定者数	11,512	11,231	-281
(推計値)	認定率	17.7%	17.3%	-0.4

1. 人口・認定者数等の推移

(3) 要介護度別の認定者数の推移

本市の要支援・要介護認定者数は年々増加しており、令和5年に11,231人となっています。今後も、要支援・要介護認定者数は年々増加していく見込みです。

■認定者数の推移と推計(各年9月末日時点)



□要支援1 □要支援2 □要介護1 ■要介護2 ■要介護3 □要介護4 □要介護5

※令和5年は7月末日時点

■第8期計画値と実績値の比較

		計画値 (A)	実績値 (B)	差 (B-A)
	要支援1·2	2,526	2,453	-73
令和3年	要介護1.2	4,534	4,547	13
	要介護3~5	3,383	3,449	66
	要支援1·2	2,649	2,499	-150
令和4年	要介護1·2	4,779	4,777	-2
	要介護3~5	3,566	3,660	94
A 1	要支援1·2	2,759	2,551	-208
令和5年 (推計値)	要介護1·2	5,011	4,929	-82
(JEHI IE)	要介護3~5	3,742	3,751	9

3. 高齢者実態把握アンケート調査等の結果概要

第1回推進委員会でお示しした内容を掲載しています。

4. 第8期計画の進捗状況と課題

第8期計画には記載していなかった項目ですが、第9期計画を策定するうえでの基礎 資料となることから、本計画から掲載しました。内容は議事(1)でお示しした内容を 掲載しています。

5. 課題のまとめ

アンケート結果や第8期計画の進捗状況から見えた課題をまとめ、第9期計画の方向性を整理しました。



第3章 基本理念、基本目標及び施策の体系

1. 基本理念・基本目標

第1回推進委員会でお示しした骨子の内容を掲載しています。施策や取組を検討した 結果、当初お示しした基本理念や基本目標等に変更はありません。

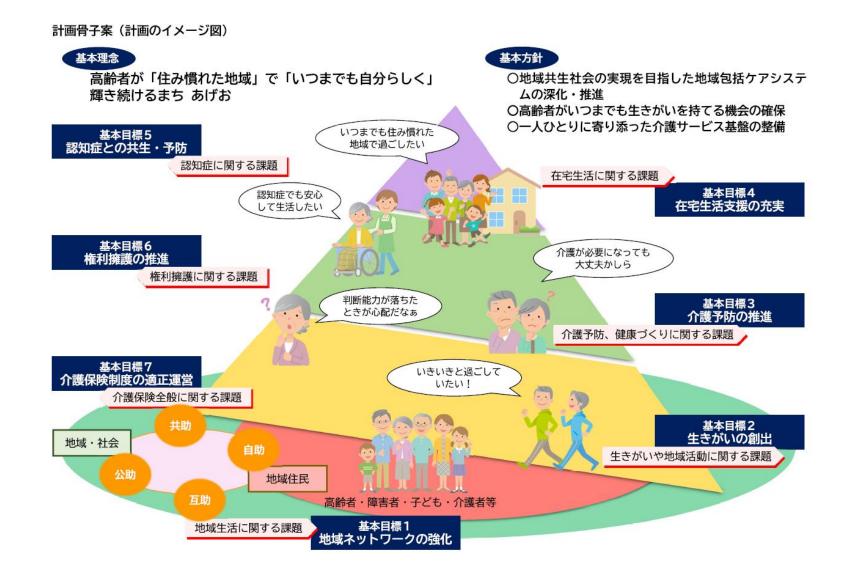
■基本理念

高齢者が「住み慣れた地域」で 「いつまでも自分らしく」輝き続けるまち あげお

■基本目標

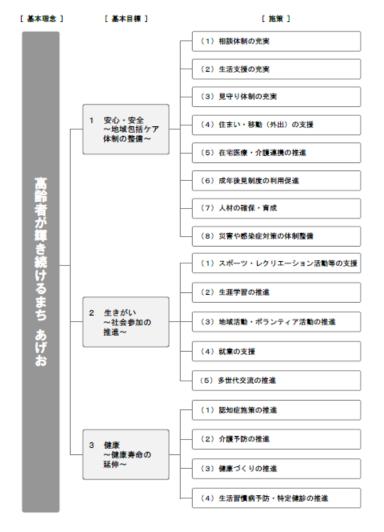


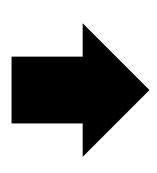
1. 基本理念・基本目標



1. 基本理念・基本目標

第8期計画





第9期計画





第4章 施策の展開

1. 掲載内容に関する第8期計画との変更点

- ■変更点① 成果目標(アウトカム)と活動指標(アウトプット)の設定
- ■変更点② 各基本目標ごとに重点施策の設定
- ■変更点③ 施策の概要と取組内容を分離して記載
- ■変更点4 高齢者を対象としている事業中心で記載
- ■変更点5 高齢者福祉に関する最上位計画として、個別具体の取組のみを記載するのではなく、抽象度を上げた内容で記載
- ■変更点⑥ コラムやイラストによる平易性の強化

現在作成中です。

基本目標1 地域ネットワークの強化

基本目標1のイメージ 地域包括ケアシステムの根幹

成果目標

- ・地域課題を把握し、解決に向けた取組を実施している
- ・包括的な相談支援を受けられる環境が整備されている
- ・社会資源を活用した見守りにより、地域で暮らすことができる

重点施策

■施策1 地域課題解決体制の深化

- ・地域ケア会議の機能強化
- ・地域包括支援センターの効果的な運営
- ・生活支援コーディネーターの活動の強化

重点施策とした理由

現場の声である個別課題から、施策に反映すべき課題の抽出と対応策の検討について、地域ケア会議を中心に行い、次期計画に反映させる仕組みを強化するため

その他の施策

■施策2相談体制の充実

包括や社協・民生委員により相談しやすくなる体制づくりを目指します

■施策3見守り体制の充実

見守りの主体は共助や公助ではなく、互助であるとの考えから、それに資する支援と、そこから はみ出てしまう人に対しては、公助で支える仕組みを強化します

■第8期との比較

新規

・施策 1 地域課題解決体制の深化

継続

- ・施策 2相談体制の充実
- ・施策 3 見守り体制の充実

基本目標2 生きがいの創出

基本目標2のイメージ 元気な高齢者がずっと元気でいつづけられるための支援

成果目標

重点施策

- ・趣味活動等につながる機会や場を提供することで、高齢者が生きがいを持って暮らしている
- ・社会参加を希望する高齢者が、自身の希望に合った活動ができている
- ・多年にわたり社会の発展に寄与してきた者に対して、長寿を尊び祝う取組を実施している

重点施策とした理由

■施策2 社会参加の支援

- ・多様な社会参加の支援
- ・社会参加に関する情報発信

高齢者自身も、社会参加や社会貢献を通じて支える側(担い手)になることで、生きがいの創出につなげ、元気・活力を維持するため

その他の施策

- ■施策1 生きがい活動の支援
 - 教養娯楽機会や外出機会を創出するなど、高齢者の生きがいを提供します。
- ■施策3 敬老事業の継続

敬老祝金の交付や金婚式など、長寿を尊び祝う取組みを継続して行います。

■第8期との比較

新規

- ・施策 1 生きがい活動の支援
- ・施策 2社会参加の支援
- ・施策 3敬老事業の継続

基本目標3 介護予防の推進

基本目標3のイメージ 介護不安があったり、介護予防したい人に向けた支援

成果目標

- ・高齢者が自立した日常生活を継続できている
- ・介護予防について関心を持ち、知識を得ることができている
- ・地域において、自主的な介護予防活動が実施されている
- ・自身の健康に関心を持ち、健康づくりを自主的に行っている

重点施策

■施策2 地域による介護予防活動の推進

- ・多様な主体による介護予防活動の支援
- ・通いの場の把握と見える化
- ・新たな担い手の発掘

重点施策とした理由

地域共生社会を実現するため、自助と互助を中心とした介護予防活動の拡充を推進するため

その他の施策

- ■施策1 介護予防サービスの利用促進 行政が提供する介護予防に向けたサービスをより広く提供していきます。
- ■施策3 健康づくりの推進 保健事業と介護予防の一体的な実施を中心に、健康づくりに向けた取組みを推進します。

■第8期との比較

新規

- ・施策 1 介護予防サービスの利用促進
- ・施策 2 地域による介護予防活動 の推進

継続

・施策 3 健康づくりの推進

基本目標4 在宅生活支援の充実

基本目標4のイメージ 介護状態でも、住み慣れた場所で生活し続けられる支援

成果目標

- ・多様な住まいが確保されている
- ・日常的な移動の手段が確保されている
- ・在宅生活支援サービス体制を整備することで、在宅生活を継続できている
- ・医療職・介護職・行政との連携が円滑にあり、在宅生活が継続できている
- ・災害や感染症など、いつ発生するか予測できない事態に備えた対策が整っている

重点施策

重点施策とした理由

■施策3 在宅医療・介護連携の推進

- ・在宅における医療・介護の普及推進
- ・在宅医療・介護サービスの情報共有や連携強化 するとともに、市民への普及を図るため

医療ニーズと介護ニーズを抱える高齢者が在宅 生活を維持できるよう、医療と介護の連携を推進 するとともに、市民への普及を図るため

その他の施策

■施策1 住まい・移動の支援

在宅生活を継続したい高齢者に対して、住まいや移動による支援を行います。

- ■施策2 在宅生活高齢者・家族介護者に対する支援 在宅で暮らす高齢者やヤングケアラーを含めたその家族介護者の生活を支える取組を実施します。
- ■施策4 災害や感染症対策の体制整備

予測不能な災害等に備える体制づくりを進めます。

■第8期との比較

新規

・施策 2 在宅生活高齢者・家族介護者 に対する支援

継続

- ・施策 1住まい・移動の支援
- ・施策3在宅医療・介護連携の推進
- ・施策4災害や感染症対策の体制整備

基本目標5 認知症との共生・予防

基本目標5のイメージ 認知症施策推進基本計画の位置付け

成果目標

- ・認知症を発症しても支え合いながら、共生できる体制が整っている
- ・認知症予防や認知症の進行を緩やかにできる機会を提供できている

重点施策

■施策1 認知症との共生

- ・認知症に関する普及啓発
- ・地域での日常生活・家族支援の強化
- ・認知症の人を支えるネットワークの充実

重点施策とした理由

地域共生社会にも謳われる、共生社会実現に向 けた施策の1つと捉えているため

その他の施策

■施策2 認知症の予防

認知症の予防や認知症の進行を緩やかにできる機会を提供していきます。

■第8期との比較

新規

- 施策1 認知症との共生
- ・施策 2 認知症の予防

基本目標6 権利擁護の推進

基本目標6のイメージ 成年後見制度利用促進計画の位置付け

成果目標

- ・虐待防止等の権利擁護意識が醸成されている
- ・成年後見制度が市民に認知され、制度の情報が提供できる環境が整っている

重点施策

■施策3 成年後見制度の利用促進

- ・成年後見制度の普及・啓発
- ・相談体制の充実
- ・担い手の確保・育成等の充実

重点施策とした理由

成年後見制度の普及や利用を推進することで、高齢者の権利を確保し、安心した生活を守るため

その他の施策

- ■施策1 高齢者の権利擁護消費者被害や虐待を防止し、高齢者の権利を守ります。
- ■施策 2 成年後見制度の利用支援
 成年後見制度の利用に関して障壁がないように支援します。

■第8期との比較

新規

- 施策1高齢者の権利擁護
- ・施策 2 成年後見制度の利用支援

継続

・施策 3 成年後見制度の利用促進

基本目標フ 介護保険制度の適正運営

基本目標7のイメージ 介護保険制度を支える施設や人材に対する方針・支援

成果目標

- ・介護基盤整備計画に基づき、必要な介護保険施設が整備されている
- ・要介護認定が適正に行われている
- ・ケアマネジメントが適切に行われている
- ・業務効率化によって、介護職員の生産性が向上している

- ・地域の介護保険事業の課題解決に向けた施策の進捗が 管理できている
- ・介護人材の確保・定着が図られ、安定的なサービス提供 体制が整っている

重点施策

重点施策とした理由

■施策5 人材の確保・定着

- ・介護人材の参入促進支援
- ・介護人材の資質向上支援

介護人材施策は、介護基盤安定化における最重要課題と捉えているため

その他の施策

■施策1 介護サービス基盤の整備
基盤整備の方針のとおり整備します。

■施策 2 要介護認定・給付の適正化

主要3事業(要介護認定の適正化、ケアプラン点検、縦覧点検・医療情報との突合)に取組みます。

- ■施策3 円滑な事業運営の推進支援
 - 介護事業所の業務効率化など、円滑に介護保険制度が利用できる環境を整えます。
- ■施策4 効果的な施策の立案と反映見える化システム等を用いて、事業評価と次期計画への施策検討を行います。

■第8期との比較

新規

- ・施策 1 介護サービス基盤の整備
- ・施策 2 要介護認定・給付の適正化
- ・施策 3 円滑な事業運営の推進支援
- ・施策4 効果的な施策の立案と反映
- ・施策 5 人材の確保・定着



第5章 基盤整備の方針

1. 掲載内容に関する第8期計画との変更点

■変更点①

○整備計画としての数値だけでなく、各施設の整備方針の考え方を記載

■変更点②

○現在の整備状況と今後の整備目標を分けて表示するのではなく、現状に対する今後の方針 がわかりやすいよう1つの表にまとめる

■変更点③

○老人福祉事業について記載

(1)施設・居住系サービスの整備状況

①介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)においては、令和5年10月(2023年度)時点での入居希望者数は約170人で、職員の人員不足により全床稼働できていない施設が一部ありますが、ほとんどが満床です。しかし、本計画中に3施設(238床)が新設されることにより、上述の希望者が概ね入所できる見通しです。

		上尾東	上尾西	上尾南	平方	原市南	原市北	大石東	大石西	上平	大谷	合計	第9期 整備目標
介護老人福祉施設	設置数	2	0	0	4	2	0	1	1	0	2	12	3
(特別養護老人ホーム)	定員	152	0	0	431	90	0	50	100	0	150	973	238

[※]当該施設の整備・規制等については、埼玉県が指定権者です。

(1)施設・居住系サービスの整備状況

②介護老人保健施設

現状の給付実績等や埼玉県平均との比較では、サービス提供状況が充足していると考えられます。

③特定施設入居者生活介護

現状の給付実績等や埼玉県平均との比較では、サービス提供状況が充足していると考えられます。

		上尾東	上尾西	上尾南	平方	原市南	原市北	大石東	大石西	上平	大谷	合計	第9期 整備目標
人类老人保持抗死	設置数	0	0	0	2	0	0	0	1	1	0	4	_
介護老人保健施設	定員	0	0	0	250	0	0	0	150	150	0	550	_
特定施設入居者生活	設置数	1	1	1	0	0	2	1	0	0	2	8	_
介護	定員	80	45	31	0	0	142	58	0	0	180	536	_

- ※第9期整備目標において、「-」と表記しているサービスは、公募も規制もせず、個別対応とします。
- ※当該施設の整備・規制等については、埼玉県が指定権者です。

(1)施設・居住系サービスの整備状況

④認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

令和6年3月時点で13施設(243床)が整備済みとなっており、平均入居率が95%とほとんどが満床の状態ですが、令和6年度中に新規施設が開設されることと、ほぼすべての日常生活圏域に整備されていることを踏まえ、積極的整備を行わず、事業所から整備に関する相談があった場合は、個別に対応することとします。

		上尾東	上尾西	上尾南	平方	原市南	原市北	大石東	大石西	上平	大谷	合計	第9期 整備目標
認知症対応型共同生	設置数	2	0	1	1	1	2	2	1	2	1	13	1
活介護(グループホー ム)	定員	36	0	18	18	27	45	27	18	36	18	243	18

(2) 在宅サービスの整備状況(地域密着型サービスのみ)

①小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護

退院後の在宅生活への移行や、看取り期の支援、家族に対するレスパイト等への対応等、利用者や家族の状態やニーズに応じ、主治医との密接な連携のもと、医療行為も含めた多様なサービスを一体的に24時間365日提供でき、在宅介護を支えるための中心的なサービスと位置付け、整備促進をはかります。特に小規模多機能型居宅介護については、サービスを提供するだけではなく、地域コミュニティの拠点として、介護予防、相談支援などの役割を果たすことが期待されています。

また、高齢単身・高齢夫婦世帯の増加及び在宅の介護力が低下している中、在宅の包括報酬型サービスである多機能型居宅介護が、**地域の総合相談窓口や介護予防の担い手として、実践を積み重ねています**。

本計画期間においては、**地域包括支援センターのブランチ機能を今後担えるように多機能型居宅介 護を重要サービスに位置付け**、これからの地域包括ケアシステムの更なる推進を目指します。

以上のことから、複合的なサービスの小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護は、本計画期間中に未整備圏域への整備を優先とし、4か所を整備することを目標とします。

- (2) 在宅サービスの整備状況(地域密着型サービスのみ)
- ①小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護

		上尾東	上尾西	上尾南	平方	原市南	原市北	大石東	大石西	上平	大谷	合計	第9期 整備目標
小規模多機能型居宅	設置数	0	0	0	0	0	1	1	1	2	0	5	(小 多
介護	定員	0	0	0	0	0	18	29	25	58	0	130	多 機 4 _差 事
看護小規模多機能型	設置数	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	看 事 多 業 機 所
居宅介護	定員	29	0	0	0	0	0	0	0	0	29	58	含 む)

(2) 在宅サービスの整備状況(地域密着型サービスのみ)

②定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問看護について

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、要介護認定者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて定期巡回訪問と随時対応を行うサービスです。夜間対応型訪問介護は、夜間に定期的に各自宅を巡回し、排泄の介助等を行うサービスです。両サービスともに在宅生活を支える重要なサービスです。このことから、未整備地域を優先とし、事業所から相談があった場合は、個別に対応することとします。

		上尾東	上尾西	上尾南	平方	原市南	原市北	大石東	大石西	上平	大谷	合計	第9期 整備目標
定期巡回·随時対応型 訪問介護看護	設置数	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	2	-
夜間対応型訪問看護	設置数	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	_

[※]第9期整備目標において、「-」と表記しているサービスは、公募も規制もせず、個別対応とします。

(2) 在宅サービスの整備状況(地域密着型サービスのみ)

③認知症対応型通所介護

令和6年度から介護サービス事業所は、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者に対して、認知症基礎研修を受講させるため、必要な措置を講じることとなっています。このことから、既存の通所介護事業所でも認知症対応の向上とサービス提供が見込まれます。

そのため、認知症対応型通所介護のサービスは、積極的整備を行わず、事業者から整備に関する相談があった場合は、個別に対応することとします。

		上尾東	上尾西	上尾南	平方	原市南	原市北	大石東	大石西	上平	大谷	合計	第9期 整備目標
認知症対応型通所介	設置数	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	_
護	定員	0	0	0	0	0	0	12	0	0	0	12	_

※第9期整備目標において、「-」と表記しているサービスは、公募も規制もせず、個別対応とします。

(3)老人福祉事業

①軽費老人ホーム ②養護老人ホーム ③老人福祉センター

				第8期実績		第9期計画(見込)				
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
1)軽費老人ホーム									
	A型	施設数/定員(人)	1/50	1/50	1/50	1/50	1/50	1/50		
	ケアハウス	施設数/定員(人)	2/100	2/100	2/100	2/100	2/100	2/100		
2	養護老人ホーム									
	管理運営委託料	(千円)	105,856	111,230	103,534	113,069	115,350	116,012		
	利用人数(定員55人)	(人/月)	33	33	34	35	36	37		
3	老人福祉センター									
	利用人数	(人/月)	4,717	10,741	16,707	240	240	16,707		

[※]老人福祉センター:令和6・7年度は、総合福祉センター大規模改修に伴い、健康相談のみ実施予定

[※]いずれの令和5年度値は見込値



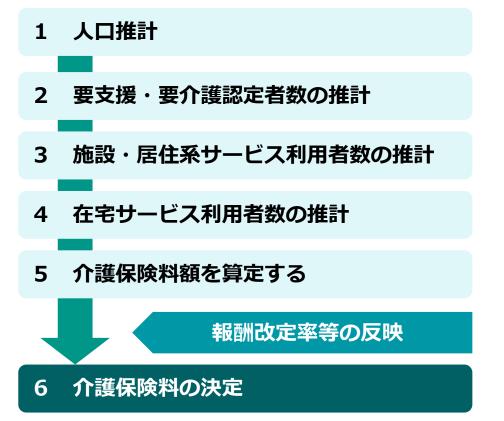
第6章 介護保険料の考え方

1. 介護保険料の算出

介護保険料は、見える化システムを用いて算出中で、保険料基準額については、次回の委員会にてご報告する予定です。

■介護保険料の算定のプロセス

地域包括ケア「見える化」



【現在検討している内容】

- ・現段階の方針としては、物価高騰の影響と2025年問題は加味すべきと考えている
- ・現状約10億円ある基金は、全額切り 崩す予定

【国の方向性】

・現状所得段階は9段階(上尾市は11段階)だが、13段階とする方向で検討中



VII 第7章 計画の推進体制 ほか

1. 計画推進の体制確保

(1)全庁的な施策の推進

○福祉部局、保健医療部局だけでなく、住宅、労働、交通等の担当部局とも連携・協力し、関係各課 との連携を密にし、全庁的な施策の推進に努めます。

(2)計画の進行管理

○本計画で設定する成果目標・活動指標や、本計画に基づいて策定する実施計画を基に、本計画の進 捗状況を把握するとともに、必要に応じて事業を見直し、計画の進行管理を行います。

(3)情報提供と計画推進への参画

- ○『広報あげお』、市ホームページ、パンフレット等の多様な情報媒体を活用し、高齢者福祉や介護 保険制度に係る情報提供を行います。
- ○地域の関係者、医療・介護等の多職種協働による地域ケア会議を開催し、計画推進への参画を図ります。

その他

巻末の資料編には用語解説や議事経過等を掲載する予定です。



今後の予定

1. 計画策定の流れ

■今後の流れ

令和5年12月4日

令和5年12月25日 ~令和6年1月26日

令和6年2月中旬頃

令和6年3月

県ヒアリングの実施

パブリックコメントの実施

第3回推進委員会の開催



計画案の確定・校了